



「ILS 重点支援プログラム」募集要項

1 趣旨

アジア最大級のオープンイノベーションイベント「イノベーションズリーダーズサミット (I L S)」は、【完全招待制】のイベントです。横浜企業経営支援財団 (IDEC 横浜) をはじめとした、アドバイザーボードからの推薦を受け、参加パッケージを購入することで、ILS へ参加・出展することができます。

本プログラムに採択された企業に対しては、ILS の「ピッチパッケージ」または「ブースパッケージ」のいずれかをパッケージ無償提供いたします。本番に向けたピッチのブラッシュアップやマッチング支援を一体的に行い、皆さまの新たな事業展開を後押しします。

2 I L S 概要 (パワーマッチング 2026 スタートアップ・研究室参画ガイド より抜粋)

名 称	イノベーションズリーダーズサミット (I L S)
会 期	対面 (虎ノ門ヒルズ) 商談 : 11 月 30 日 (月) ~ 12 月 3 日 (木) オンライン商談 : 11 月 18 日 (水) ~ 26 日 (木)、12 月 7 日 (月) ~ 16 日 (水)
内 容	国内や海外の主要機関で構成する ILS アドバイザーボードの推薦企業のみが参加できる完全招待制のスタートアップと大手企業の協業マッチングプログラム。
主 催	イノベーションズリーダーズサミット実行委員会 (SEOU 会、株式会社プロジェクトニッポン)
特別後援	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
後 援	経済産業省、日本政策金融公庫
重点領域	素材 / 化学・再生可能エネルギー / 脱炭素 / SDGs / スマートグリッド 広告 / マーケティング / シェアリングエコノミー・食品 / 食糧生産 / 農業 / 漁業 製造 / 生産プロセス / 製造設備・半導体 / 精密機器 / 電子部品 / バッテリー デジタルヘルス / ウェルビーイング・小売り / リテール・ウェアラブル / XR 不動産 / 建設 / スマートホーム / スマートシティ・ICT / 次世代通信 / IoT / M2M 航空 / 宇宙 / 防衛
前回実績	世界 29 ヶ国・22,786 名が参加、2,562 件のマッチング、アジア最大のオープンイノベーションの祭典 ・第 13 回 ILS (ILS2025) は、リアルとオンラインのハイブリッドイベントとして開催。 リアルイベントは 12,867 名が来場、オンラインイベントと合わせて 22,786 名が参加。 ・メインのスタートアップ及び大学研究室と大手企業との新事業創出マッチングプログラム 「パワーマッチング」は、対面とオンラインで開催し、2,562 件の商談を実施、その内の約 3 割の 747 件が協業案件となった。 ・海外からは 29 개국から 257 社、大学 / 国研研究室は 147 チームが参加。

※詳細はパワーマッチング 2026 スタートアップ・研究室参画ガイドを参照ください。

※IDEC 横浜に新規で推薦を依頼されたい場合は、まずは本プログラムへのお申込みをお願いします。

3 プログラム内容

(1) 採択企業数 3 社程度

※ 採択には審査があります。

※ 審査基準については、「(4)審査」をご参照ください。

(2) 対象者

原則として、次のアからウまでの全てを満たす企業

- ア 中小企業基本法第2条各号のいずれかに該当する者
- イ 会社設立からおおむね15年以内又は新たな事業に着手してから5年以内の会社である者
- ウ 特異的なテック系※の技術を持ち、横浜市内に事業拠点がある者。

※対象例：ロボティクス、電子機器、半導体、量子、バイオテクノロジー、医療機器、新素材、エネルギー、環境、航空宇宙、モビリティ、GX及び、これらの領域に係るAIテクノロジーなど。

(3) 応募資格

原則として、次のアからイを満たす企業

- ア 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次のいずれにも該当していない者（役員を含む。）であること。
 - ・横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、この文中において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - ・神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- イ 募集を行う年度の前年度に、本プログラムの採択を受けていない者。

(4) 審査

ア 審査方法

ご提出いただいた応募書類、ピッチ内容をもとに審査を行い採択・不採択を決定します。
審査は、書類、ピッチを予定しています。

イ 審査の視点

- 技術の革新性
- 市場・事業の成長性
- 実現可能性
- 経営者力・熱意
- そのほか定める項目

(5) 支援内容

ア ILS 出展パッケージの無償提供

採択企業（3社程度）に対し、以下のいずれかのパッケージ（1社につき1つ）を無償提供します。

（ア）ピッチパッケージ：税込192,500円相当

（イ）ブースパッケージ：税込231,000円相当

※ピッチパッケージ・ブースパッケージの内容や違いはパワーマッチング 2026 スタートアップ・研究室
参画ガイドを参照ください。

※参加交通費や、現地ブースでのオプションサービス費用、個別装飾など、出展企業が個別に必要な
ものにかかる経費は対象外（自己負担）となります。

イ IDEC 横浜による専門家支援

採択決定後から 11 月の ILS 本番・12 月のオンライン商談終了まで、ご希望に応じた支援を行います。

(ア)財団専門家による相談対応等（計 3 回/社）：

ピッチブラッシュアップやブースデザイン等の課題に対し、専門家よりアドバイスを実施します。

(イ)マッチングサポート： 商談にコーディネーターが同席し、フォローを行います。

※必ずしもマッチング成立を保証するものではありません。

4 応募

(1) 応募期間 令和 8 年 7 月 22 日(水) 17:00 まで（必着）

(2) 応募方法

応募フォームから必要事項の入力ならびに必要な書類をご提出ください。

【応募フォーム】

<https://533b7c3c.form.kintoneapp.com/public/idec-ilsprogram>

【必要書類】

ア ピッチ使用資料

イ 履歴事項全部証明書（写し）

ウ 役員等一覧

※上記必要書類以外に、事務局が追加で資料を求める場合があります。

5 結果の通知

応募企業に対して、令和 8 年 8 月下旬までに E-mail で通知します。

6 スケジュール

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・ 7/22 (水) | 応募締め切り |
| ・ 7 月下旬 | 書類審査 |
| ・ 8/6 (木) PM | ピッチ審査 |
| ・ 8 月下旬 | 採択者決定 |
| ・ 9 月～11 月 | IDEC 横浜による支援 |
| ・ 11/18 (水) ～11/26 (木) | ILS オンライン商談① |
| ・ 11/30 (月) ～12/3 (木) | ILS 対面商談・ピッチ、ブース |
| ・ 12/7 (月) ～12/16 (水) | ILS オンライン商談② |
| ・ ILS 終了後 | フォローアップ |

7 留意事項

(1) 以下に該当する場合、審査対象外又は採択取消となります。

- ① 応募者の基準を満たさないことが判明した場合
 - ② 応募内容に不備がある場合
 - ③ 応募に際して虚偽の情報を記載し、その他事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (2) 審査員・審査経過・結果に関するお問合せには一切応じられません。
 - (3) 審査、選定または承認に関して、採択された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
 - (4) 本事業の参加者として不適切であると判断した場合には、支援期間中であっても支援を停止する場合があります。
 - (5) 応募内容の知的財産権は応募者に帰属します。ただし、特許・実用新案権などの知的財産権、企業秘密やいかなるノウハウなどの情報の法的保護についても、応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない発表内容を決定するものとし、財団、審査員は何ら責任を負わないものとします。
 - (6) 書類選考を通過した場合、「応募者名」「ピッチタイトル」等を公表する場合があります。
またマスコミ等にプレスリリースをする場合がありますので、新聞などに掲載される場合もあります。
 - (7) 応募書類は、返却しません。控えをとるなど、応募者の責任で対応してください。
 - (8) ご提出いただく個人情報につきましては、ILS 重点支援プログラムに関するご連絡、業務の円滑な運営のためにのみ使用させていただきます。
 - (9) ピッチ審査（8月6日（木））に選考会場（横浜情報文化センター11階 IDEC 横浜大会議室）までお越しいただける方が対象です
(会場までの交通費等は応募者の負担となります)。また、原則、代表者が登壇することが条件です。
 - (10) 代表者が応募資格者となります。
 - (11) ILS 参加における盗難等の損害やトラブル等についての責任は負いかねますのでご了承ください。
 - (12) 採択決定後のキャンセルは原則できません。
 - (13) 採択者は横浜市 of 脱炭素取組宣言を行うこと。
 - (14) フィードバックのためのアンケートやヒアリング、IDEC 横浜の広報等にご協力いただけること。

8 お問合せ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通 11 横浜情報文化センター7階
公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部 イノベーション支援課
TEL : 045-225-3733 FAX : 045-225-3738 E-mail : techsus@idec.or.jp